

通学区域外就学許可基準

通学区域外就学許可基準

	項目	事由	期限
1	学年途中転居 (1)	在学中に通学区域外に転居した場合で、引き続き在籍校に通学することを希望する場合	学期末まで
2	学年途中転居 (2)	在学中に通学区域外に転居し、同居する兄弟が小学6年・中学3年に該当し、その兄弟が引き続き卒業まで在籍校に通学を希望する場合において、その子弟が在籍を希望する場合	学年末まで
3	小学6年・中学3年転居	在学中に通学区域外に転居した場合で、引き続き在籍校に通学することを希望する場合	卒業まで
4	転居予定地への 先行就学	学年途中に他の通学区域に転居することが確実であり、通学指定校にあらかじめ通学を希望する場合	転居するまでの期間
5	一時転居	1. 住宅の新築、増改築等により、一時的に他の通学区域へ転居するが、1年以内に戻る事が確実である場合 2. 風水害、火災、地震等により一時的に避難する場合	教育委員会が認める期間
6	住宅融資関係	住宅購入等に係る融資手続のため住民票のみ先行異動し、実際の転居が遅れることから、元の学校に引き続き就学したい場合	実際に転居するまでの期間
7	育成学級入級	障害に対応する育成学級が本来校に設置されないため、本来校以外の育成学級に入級する場合	教育委員会が認める期間
8	通院・治療等	児童又は生徒の心身の障害や病気治療等のため、本来校への通学が困難又は適当でないと認められる場合	事由解消時
9	帰国子女・外国人	帰国子女又は外国人で、日本語能力や生活環境の変化等において配慮が必要な場合	事由解消時
10	昼間留守家庭 (1)	保護者が勤務の事情で昼間不在のため、出勤時に児童を他の通学区域の親類宅や小学校に送り、放課後親類宅や学童保育所から保護者と一緒に帰宅する場合 (小学生のみ)	教育委員会が認める期間
11	昼間留守家庭 (2)	自営業で家族と一緒に他の通学区域の事業所に行き、事業所の所在地の小学校に就学したい場合 (小学生のみ)	
12	兄弟姉妹関係	兄弟姉妹が許可 (承認) を受けて通学区域外就学をしており、兄弟姉妹と同一の学校に就学したい場合	当該兄弟姉妹に係る許可の終期まで
13	事由解消後継続	区域外就学の許可を受けて通学しており、その許可期間の最終日において、引き続き当該学校への就学を希望する場合で、児童・生徒の生育環境を考慮し引き続き教育的配慮を要すると教育委員会が認める場合	卒業まで
14	特別な事情による教育的配慮	前各号以外の場合で、本人又は家庭の事情その他特別の事由により、特に教育的配慮が必要であると教育委員会が認めるとき	事由解消時

* 「(14) 特別な事情による教育的配慮」には、いじめを理由とする場合も含まれます。